

# 第8回 ODR推進会議 議事録

第1 日 時 令和7年9月10日（水） 自 午前10時01分  
至 午前11時35分

第2 場 所 法務省15階「審査監督課会議室」（オンライン）

第3 議 題

1. 開会
2. 事務局挨拶
3. 事務局による資料説明等
4. 事務局からの報告
5. 意見交換
6. その他
7. 閉会

第4 議 事 （次のとおり）

## 議事

○矢川部付 それでは、予定の時刻となりましたので、第8回ODR推進会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ウェブ会議システムのカメラをオンにしてください。

まず、この会議での発言方法について説明させていただきます。

ハウリングや雑音の混入を防ぐため、御発言される際を除きマイク機能をオフにしていただきますよう御協力をお願いいたします。

御発言を希望される際は、挙手機能を御使用ください。手のひらマークをクリックすると挙手できますので、指名されるまでお待ちください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。

御発言を終えましたらマイクをオフにして、手のひらマークをクリックして手を下げるようお願いいたします。挙手機能を使えないときは、手を挙げていただくようお願いいたします。また、御発言される方はお名前をおっしゃってから御発言いただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、初めに司法法制部審査監督課長の沖田より御挨拶がございます。

○沖田課長 法務省大臣官房司法法制部審査監督課長の沖田でございます。

本日は御多用のところ第8回ODR推進会議に御出席いただき誠にありがとうございます。会議の開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本ODR推進会議はこれまで7回の会議を開催いたしました。本年3月に開催した第7回会議では、ワーキンググループにおける昨年度の取組等について各グループから御報告をいただいたほか、重点取組事項に基づく法務省の取組について事務局から御報告申し上げ、各取組に関する御意見を頂戴しました。

本日の会議では、重点取組事項に基づく今年度上半期の取組状況について事務局から御報告申し上げ、その後委員の皆様から御意見を頂戴し、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

本日の会議が充実した御議論となり、今後のODR推進に向けた取組が成果を上げるものとなりますことを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○矢川部付 ここからの議事進行につきましては、垣内座長にお願いしたいと思います。

お願ひいたします。

○垣内座長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元に事前に配付されている議事次第があるかと存じますけれども、本日はその議事次第に記載した内容を予定しております。

内容に入るに先立ちまして、初めに事務局から配付資料の説明をお願いいたします。

○矢川部付 それでは、配付資料につきまして御説明いたします。

まず、資料1はODRの推進に関する令和7年度の法務省の取組についてです。後ほどこの資料に基づいて法務省における今年度の取組状況を御説明いたします。

次に、資料2は昨年度の第6回会議で御承認いただきました重点取組事項です。

続いて、資料3は家事事件手続における民間ADRの充実についてです。こちらは共同親

権の導入等を内容とする改正民法の施行に向けた体制整備等の取組についてまとめたものです。

以上が本日の配付資料となります。

○垣内座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、法務省における今年度のこれまでの取組状況について事務局から御報告をお願いいたします。

○石田参事官 法務省司法法制部の石田でございます。

本会議では、法務省の令和7年度におけるここまで取組状況について御報告させていただき、取組の方向性等について委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

法務省では、第6回ODR推進会議において御承認いただいた重点取組事項に沿ってODR推進の取組を進めておりますので、取組状況の御報告に先立ちまして、重点取組事項の概要を確認のため御説明させていただきます。

資料2の重点取組事項を御覧ください。

重点取組事項は大きく二つの柱を立てております。

一つ目は認証ADRを中心とした民間ADRにおけるODRの推進に関する取組です。

法務省では、具体的な紛争に直面した当事者を想定して、ODR自体やその利便性を強調した周知広報を行い、ODRの魅力を感じてもらうことを目指しています。その際現状では担い手であるADR事業者のODR実装が進んでいない点が問題となるため、ADR事業者のODR実装を同時に支援していくこととしています。

二つ目は、ODRの社会実装に向けた各方面への周知活動の取組です。

法務省としては、対象を認証ADR等の民間ADRに限定することなく、ODRの社会実装を進めるための周知活動を行うこととし、その際法務省の所管にとらわれ過ぎず、ODRの活用可能性のあるところに必要な情報を届けたいと考えております。

これを踏まえて、本年度の取組を御説明してまいります。

重点取組事項の一つ目、認証ADRを中心とした民間ADRにおけるODRの推進のうち、ODRの利便性自体を周知広報する手法へのシフトという部分に関する取組状況について御報告いたします。

資料1の2枚目を御覧ください。

項目を4点挙げてございます。順に御説明させていただきます。

初めにフォーラム関係でございます。

ここ数年地域ごとに主に対面で行う地域フォーラムを開催しておりましたが、そのプログラムについて検討した結果、本年度は自治体連携の好事例として、金沢市が実施している養育費確保サポート事業を取り上げることを検討しております。金沢市では、親が養育費の確保のために公証役場、民間ADR、裁判所、弁護士などの専門機関を利用した場合の費用の一部を助成する制度を設け、法律相談と併せて運用していますが、弁護士資格を有しADRに関する豊富な知識をお持ちの職員が自治体内にいて、ADRの利用が適切であると思われる事案ではADRに関する具体的な情報を提供し、相談者を民間ADRにつなげているという点に特徴がございます。

フォーラムのプログラム等については周知・広報ワーキンググループにお諮りしておりますが、その結果、今回紹介する自治体連携の取組は幅広く全国的に紹介するのが望ましい内

容であると考えられることから、特定の地域で行う地域フォーラムではなく、毎年12月のADRの日に実施しておりますオンライン・フォーラムと一本化して、地域を限定せずオンラインで実施することが相当であるとの御意見をいただきました。

そこで、本年度は対面中心の地域フォーラムは実施せず、オンライン・フォーラムにおいて金沢市の御担当者様から取組内容について御説明いただくことを予定しております。

そのほかオンライン・フォーラムでは、独自のデザインで新たに認証を取得した新規事業者からODR事業のモデルを御紹介いただくことを予定しており、現在実装・AIワーキンググループにおいて、新たに認証を取得したODR事業者へのヒアリングを行うなどして準備を進めています。

次に、改正民法施行に向けた準備状況について御説明いたします。

昨年5月に共同親権制度の導入等を内容とする改正民法が成立し、その法案審議の際、ADRの利便性の向上について必要な施策の検討を図ることを求める附帯決議がされました。これを受け、法務省では認証ADRと弁護士会ADRの垣根を越えて、両者を併せて「民間ADR」として利用者に周知していくことを考えており、日本弁護士連合会や最高裁判所、その他の機関と連携して、民間ADRを含む多様な選択肢が適切な形で当事者に提示される仕組みづくりを進めたいと考えております。

資料3はそのための具体的な連携の在り方を示したもので、本年5月付けで日弁連と法務省との共同クレジットで作成いたしました。こちらには民間ADRの特徴を分かりやすく伝える共通の広報媒体を作成することや関係機関の各ウェブサイトの手続案内ページの説明に相互リンクを貼るなどして、情報提供のワンストップ化を図ることなどを記載しております。

また、体制整備のための連携については最高裁判所、日弁連と法務省の3者で定期的に協議を実施しているほか、本年6月に開催された民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議においてこの資料を御紹介し、関係府省庁等に対しても民間ADRの利用可能性を説明するとともに取組への協力を呼びかけたところです。

そのほか本年度のADR協会のシンポジウムにおいて、法務省民事局の立法担当者から改正民法の概要及び今後の法務省の取組に係る説明を行うことを予定しております。このシンポジウムは日弁連も何らかの形で関与した上で、ADR協会の会員以外の方も参加できる形式で開催される予定と承知しておりますので、認証ADR事業者や弁護士会ADRの調停人などに幅広く参加してもらい、改正民法に関する情報等を提供することによって、調停人の育成を含むADR機関の体制整備につながることを期待しております。

続きまして、かいつけサポートホームページの改修状況、それからODR紹介動画について御報告いたします。

かいつけサポートホームページに関しましては、前回会議以降の改修状況を御報告いたします。

まず、「自治体の費用補助」というページを設けておりましたが、こちらについて、その名称を「自治体の取組（費用補助等）」というふうに改めまして、金沢市に作成いただいた養育費確保サポート事業に関する資料を一般の利用者向けに掲載いたしました。この資料は認証事業者向けの参考資料としてODRの推進のページにも併せて掲載しております。

そのほか、紛争を抱えた当事者が事業者を適切に探すことができるよう、代表的なトラブルの例とその解決例等をまとめた解決事例というページを新設いたしました。代表的な類型

については、そのトラブルを取り扱うことができる事業者の一覧を併せて掲載しております。

また、養育費セルフチェックのチャート、それからチャットやメール等を用いる手続を盛り込んだモデル規程、ODR実証事業で明らかになった課題についてのさらなる検討に関する資料等、前回会議で御報告した各資料をそれぞれトップページやODR推進のページに掲載しています。

併せて、前回会議で放映しましたODR紹介動画をユーチューブの法務省チャンネルに掲載したほか、かいけつサポートホームページにもアップしております。こちらの動画は9月1日時点での再生回数が約1,250回となっております。動画公開後約5か月間の数字ということになります。

次に、担い手側のODR実装を段階的に支援する取組に関して御報告いたします。

こちらの取組事項の項目自体は、ここまで御説明した周知広報の取組とも共通するものですが、事業者側のODR実装支援にも資するものと考え掲記しております。

まず、オンライン・フォーラムです。

こちらは独自のデザインで認証を取得した新規事業者からODRの事業モデルを御紹介いただき、情報共有の機会とすることを予定しており、これにより事業者間の横連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、ODR実証事業に関する検証結果について、かいけつサポートホームページのODRの推進のページに掲載したほか、チャットやメール等を用いる手続を盛り込んだモデル規程についても前回会議での御指摘を踏まえた修正を行い、同じくODRの推進ページに掲載しております。

なお、このモデル規程につきましては、新たに認証取得を希望されている事業者に活用いただいており、実際にこのモデル規程を活用した業務規程案を基に事前相談を実施している事業者もあります。

事業者向け情報発信としましては、先ほど御紹介した金沢市の取組につき、認証ADR事業者向けにメール配信での情報共有もいたしました。

また、現在実装・AIワーキンググループにおいて、新たに認証を取得した事業者に対するヒアリングを実施し、ODR導入に当たってのニーズや隘路等を分析するということを行っております。

その中で、昨年度に法務省が既存のチャットツールを活用したODRの段階的導入を御提案した際、ISMAPPの登録のあるチャットツールの利用が安心であるという形で、これを推奨したことについて御指摘をいただいた部分があります。

一般的には、大企業が開発した既存のチャットツールの方が高いセキュリティを備えているのに、ADR事業者が独自にシステム開発する場合よりも利用が制限されることになるのではないかと、そうであるとするとそこに違和感があるといった御意見でした。

この御意見を踏まえまして、今後法務省においては実装・AIワーキンググループのメンバーのお知恵をお借りしながら、事業者の整備する独自のシステムについて、これまでセキュリティ基準を十分に設けていなかった点について新たに検討を行い、今後認証取得を検討する事業者に向けて何らかの指針を示せるようにしたいと、このように考えております。

次に、重点取組事項の二つ目のODRの社会実装に向けた周知活動のうち、認証ADRなどの民間ADRに限定することなくODRの社会実装を進めるための周知活動を推進する、

この取組に関して御報告いたします。

こちらの取組の中心は、情報基盤であるかいけつサポートホームページ上のODRの推進ページにおける情報発信であり、先ほど申し上げたとおり前回会議で御報告した資料等について、ODRの推進のページに掲載しております。ODRの推進ページがODRに関する情報発信の中心的な役割を果たし、ODRの認知度向上や利用促進に資するよう、今後も掲載内容の充実を図ってまいります。

また、オンライン・フォーラムにつきまして、先ほど報告申し上げたとおりですが、こちらは民間ADRに限らず広く参加者を募った上で、先進的なODRデザイン等の情報を発信する機会として活用してまいりたいと考えております。

次に、ODR実証事業に関する検証及びODR紹介動画についてです。

こちらも先ほど申し上げたとおり、かいけつサポートホームページのODRの推進ページに掲載しております。他の分野におけるODRの推進にも資する資料となることを期待しております。

なお、ここでかいけつサポートホームページの閲覧状況についても併せて御報告いたします。

前回会議では、昨年の8月から本年1月までの閲覧状況について御報告いたしました。今回の報告には本年2月から7月までのデータを追加しております。

なお、こちらの資料ですが、昨年11月25日から本年2月28日までの間に実施したインターネット広告経由のアクセス数は反映しないものとなっております点をあらかじめ御説明させていただければと存じます。

トップページですが、本年度に入り5月にページビューが過去最多を記録し、ビジットも昨年10月に次いで2番目の数となりました。もっとも、この時期は役員の改選に伴い変更届出書の提出が必要となる時期でもあることや多くの事業者にとって事業報告書の提出期限間近であるということを考えますと、主に事業者から手続確認のためにアクセスが増加したものではないかと考えられます。

ODRの推進ページは、5月に次いで7月のページビューが多くなっております。この月の上旬にSNSにおいてODRの推進ページを御紹介いただいた認証事業者があり、実際にSNSからの流入が増加していることから、アクセス増加の要因の一つであると考えております。

今後も継続的なモニタリングと長期的なデータ分析を行うとともに、ODR推進会議及び周知・広報ワーキンググループにおける議論も踏まえ、より多くの利用者にホームページを閲覧してもらえるよう、利用者の目線に立って改善に取り組んでまいります。

次に、ODRの活用可能性のあるところに必要な情報を届けるための取組に関して御報告いたします。

他省庁その他機関との協議に関する御報告です。

法務省では、認証ADRに限定せずODRの実装可能性のある関係機関に対して積極的な働きかけを行うこととしており、他機関との協議も随時行っているところです。また、令和7年度はデジタルプラットフォーム事業者の苦情処理に関し公表資料から情報の収集を行いました。いわゆる透明化法に基づいてデジタルプラットフォーム事業者が作成する定期報告書がインターネット上で公表されておりますが、その報告書によると、透明化法の対象とな

る全てのデジタルプラットフォーム事業者においてオンラインの苦情・相談窓口が設置されており、苦情処理や相談対応のデジタル化、広義の意味でのODRが進んでいるという状況が分かります。

また、定期報告書の内容等に基づき経済産業省が作成、公表しております令和6年度版のデジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する評価書においては、例えば商品画像の無断転載など、出品者間のトラブルに迅速に対応するものとしてODR・ADRの導入も解決方法の一つとして考えられるとされるなど、ODRの活用可能性が示唆されていました。

もっともその後にデジタルプラットフォーム事業者が提出した定期報告書を見ますと、この点に関しては、ODR・ADRの導入に否定的な見解を明示する事業者がいるなど、調停フェーズを含むODRの導入という意味では進んでいないという状況がうかがわれました。

法務省としましては、今後も引き続き動向に注視してまいりますが、ODRの普及に向けてどのような分野に働きかけを行っていくことが効果的であるのかについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、そのほか基本方針に掲げられた取組について、進捗があったものを個別に御紹介させていただきます。

投影させていただいている資料のまず②にあります中期目標であるODR規格の標準化等の議論への参画についてです。

本年3月、国際標準化機構（ISO）においてODRサービスの提供に関する手引の国際規格が発行されました。この規格は、自らODRサービスを提供するeコマースの事業者及びeコマースの事業者から委託を受けるODRのプロバイダのために開発されたODRサービスの提供に関する手引になります。

法務省はISO規格設計の議論にオブザーバーとして参加しておりましたが、今後ISO規格のJIS化が進められる予定であると承知しており、その議論においても引き続きオブザーバーとして参加し、議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

それから、⑤にあります同じく中期目標である民事判決情報のデータベース化についてです。

本年5月、民事裁判情報の活用の促進に関する法律が成立しました。この法律はデジタル社会の進展を背景に、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進するための基盤整備を行うべく、法務大臣の指定する法人が民事裁判情報に仮名処理をして利用者に提供する新たな制度の創設等を内容としております。

法律の施行は令和9年を予定しており、データベースが実際に整備されるまでにはまだ時間がありますが、現在法務省では法律の円滑かつ着実な施行に向けた準備作業を進めております。この法律により整備された民事裁判情報のデータベースがAI研究等の発展や新たな紛争解決サービス創出の基盤となることが期待されています。

昨年度の第7回ODR推進会議では、令和6年度までの実績について御報告いたしましたが、今回は令和7年9月現在の実績、進捗等を反映させた資料を作成していますので、併せて御参照ください。

今後ともODRの利用促進と社会実装の実現に向けて、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

法務省からの御報告は以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて意見交換に移りたいと思います。

ただいま事務局からいただきました法務省における今年度のこれまでの取組状況についての報告の内容に関しまして、委員の皆様から御質問、あるいは御意見ございましたらお願ひいたします。

では、田中委員、お願ひいたします。

○田中委員 御説明ありがとうございました。取組について大変よく分かりました。

私からは2点、オンライン・フォーラムとセキュリティについてお話しさせていただきます。

まず、オンライン・フォーラムについて。これは自治体に対して参加を呼びかけていくと伺っております。オンラインということで参加の障壁はかなり低いと思いますので、ぜひ積極的に自治体の参加を呼びかけていただきたいと思います。

弁護士会でADRの推進をするときに、どこに情報を届ければ当事者に届くか、離婚、養育費など事件類型に応じていろいろ検討します。保育所に情報を届けては、スーパーの利用者はどうかなど考えるものの、民間ADRではやはり活動規模が小さく、情報伝達の幅も狭くなってしまいます。離婚に関する事件類型について、自治体以上に広く意見を届けられるところはないと思いますので、自治体の参加者を増やせるような取組をしていただきたいと思います。

続きまして、セキュリティについて。資料1の3ページにありますように、認証ADR事業者がODRを併用する場合の認証手続の簡素化を目指すということで、セキュリティについて一定のガイドラインを示すことは、これに資すると思います。

ただ、基準があれば手続としては簡素化するものの、基準が厳しくなり過ぎる場合、これが参入障壁となると懸念されます。法務省でガイドラインをつくられるのであれば、現実的に民間のODR事業者が対応できるようなものを考える必要があると思います。

政府の他の機関で利用している基準について参照しながら作成するとのお話だったかと思いますが、この基準は政府が調達するシステムについての基準ではないかと思います。そうだとすれば、多くの攻撃者が想定される政府が調達するシステムと民間のADR・ODR事業者が使うシステムとはリスクが大きく異なると考えられるところで、リスクに応じたセキュリティの基準を考えることが必要だと思います。

また、基準について、全てのセキュリティリスクを事業者が引き受けるということも考えられる一方、検討の視点として、事業者に対して一定程度のセキュリティ基準を設けた上で、事業者にセキュリティ基準を表示させ、ODRの利用者がセキュリティの基準を知れるような形にして利用者が引き受けるという視点もあるのではと思いました。

○垣内座長 ありがとうございました。

オンライン・フォーラムへの自治体の参加者の重要性、またセキュリティの水準を考える際に考慮すべき要素等について御意見いただきましたけれども、何かこの段階で事務局から御発言等ありますでしょうか。

○石田参事官

御指摘いただきありがとうございました。

オンライン・フォーラムにつきましては、まさに自治体に参加していただくことが自治体

とADRの連携を横展開していく上で重要なと思っておりますので、御指摘いただいたとおり自治体への参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

セキュリティ基準につきましても、御指摘いただいたとおり合理的な基準となるように検討してまいりたいと思います。

先生から御意見をいただいた中で、利用者に一定のリスクの引受けというか、制度を利用するに当たっての了解事項を定めておくようなことが民間で行うADRでは適切なのかなと今伺っていて感じました。参考にさせていただきます。

ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして保木口委員、お願ひいたします。

○保木口委員 ありがとうございます。

私も感想と意見を述べさせていただきます。

まず感想ですが、ホームページ、大変見やすくなつて利用者フレンドリーになつていると感じました。

具体的に自分が何か相談したいときに参考になる、使いやすくなつたというのが1点と、先ほど来出ていますように金沢市の例を挙げていただいているのが具体的で分かりやすく、今後他の自治体さんなどが取り組むうえで、イメージしやすくなつたのではないかと感じました。

もう一つは意見ですが、今、田中先生もおっしゃいましたセキュリティのガイドラインの部分でございます。

いくら民間とはいえ扱う内容がセンシティブな個人情報であるということを考えますと、ISMAPPは確かにレベルが高過ぎるのかもしれません、ある程度のセキュリティへの担保は必要かと感じております。

そして、これから参入される事業者さんが独自にシステムを作られることを考えますと、早めにお示しいただく必要があるというふうにも感じております。折り合いが難しいかとは思いますが、どうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ホームページについての御意見と、それからセキュリティについて、紛争ということで扱う内容はややセンシティブな側面もあるだろうということで、そのあたりを適切に考慮していただければという御意見であったかと思いますけれども、これにつきまして何か事務局から今発言はありますでしょうか。

○石田参事官 御指摘ありがとうございます。

セキュリティ基準の観点で御指摘いただいた部分ですが、確かに事業者ごとにISMAPPの認証を取得するとなるとかなりハードルが高くなるかと思いますが、例えばISMAPPの登録のあるクラウドを利用することを求めるとか、合理的な基準の設定の仕方があろうかと考えております。政府の情報セキュリティの基準というのも一つ参考にはしつつも、民間の中小企業における情報セキュリティのガイドラインのようなものを発出している省庁もあると承知しておりますので、そのようなものなども参考にしながら、適切な基準を設定してまいりたいと考えております。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

上田委員、お願いします。

○上田委員 ありがとうございます。

大変詳細に御説明をいただきまして、また非常に精力的に推進の具体的な政策を進めていただきまして感謝申し上げます。

私の意見は1点で、しかも田中委員、保木口委員と同じ趣旨の情報セキュリティに関するものでございます。

もう既に議論は出たかと思いますが、ISMAPPは府省庁のクラウドサービス調達において要求されるセキュリティ水準ですので、常に民間ADR事業者が同じ水準に達している必要はなく、またそもそもADR事業者がクラウドサービスを使うのかどうか、クラウドサービスを提供するのかという問題もありますので、おのずと達すべき水準の趣旨が異なるということかと思われます。なので、それとは必ずしも平仄を合わせる必要がないというふうに考えております。

他方で保木口委員御指摘のとおり、確かにセンシティブな情報を民間ADR機関が扱うということもあり、またこれにつきましては、民事訴訟の方もフェーズ3の施行に伴いまして、例えば弁護士事務所の情報セキュリティなども新たに議論されていることかと存じますので、そういう周辺の情報も見ながら御検討を進めていただければと考えております。

私からは差し当たり以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

ISMAPPの趣旨等を前提に踏まえて検討すべきであるということと、それから民事訴訟の関係での議論等もあって、弁護士事務所のセキュリティの水準の在り方等についても議論が進んでいるという状況について、適切に踏まえられてはどうかという御提言をいただいたかと思いますけれども、この点についてさらに事務局からは何かありますでしょうか。

○石田参事官 御指摘ありがとうございます。いただいた御意見も踏まえて、実装・AIワーキンググループの先生方とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいいたします。

○山田委員 ありがとうございます。

広範に御調整、企画推進いただきまして大変ありがとうございます。

私からは2点感想・コメントがございます。

一つは民法改正に係る部分でして、今既にお進めいただいているように、そして先ほども委員から御意見がありましたけれども、様々な家事紛争があり、しかも大きく変わっていくことが見込まれる家事紛争の特徴に応じてどの手続が適切かというマッチングについて、これまで試みは様々あったのですけれども、なかなかうまくいっていなかった。今回類型化、あるいは特徴づけを総合的にしていただいているということは非常に重要な取組だと思います。

少し具体例も金沢市等の例で出ておりますけれども、ぜひ具体的なもの、それからできれば金銭的な分けの区分、それから当事者の特徴といったものも含めて充実したものにして

いただけますと大変ありがたいというふうに思います。

その際に、今自治体にアプローチをというお話で、これも非常に重要なことだと思いますが、さらに法律相談の御担当をしている弁護士さん、こちらが最大の取扱いのポイントということになろうかと思いますので、弁護士さんへの浸透を一層御検討いただきたいということが1点目です。

それから、もう一つこの家事紛争の特徴、特にADRの特徴として、紛争未満の、法律上の紛争に至らない争いですとか、あるいは契約・合意交渉の頓挫への援助といったレベルでも支援ができるということをぜひ御考慮いただければというふうに思います。

最近ですと、特許紛争についての裁判所の調停でも、そういった契約交渉の延長線上で考へるということを強調しておられるようですが、まさに面会交流とか、離婚に係る様々な合意の形成への一助ということがあろうかと思います。

最後に、透明化法の関係で御報告もありがとうございます。この点、経産省としてはADR・ODRを利用することを大臣として勧奨するという政策になっていたかと思います。今後の巨大なデジタルプラットフォームの経済圏における適切な紛争解決ルールづくりのためには、ADR・ODRがどうしても必要になると思いますので、関係省庁とコンタクトを取っていただければというふうに存じます。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

民法改正に関する取組について、紛争の類型、特徴に応じた手続、手続の中にADR・ODRを含めてということかと思いますけれども、それを具体的に示していくことの重要性、とりわけ法律相談を担当する弁護士の方への浸透について必要があるのではないかという御指摘のほか、紛争類型として紛争未満と言えるような契約交渉に準ずるような形のものについても視野に入れることの必要性を御指摘いただきました。

また、透明化法の関係では、プラットフォームにおけるADR・ODRの重要性ということを踏まえて関係省庁に対して積極的に働きかけをお願いしたいという御意見をいただいたかと思いますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○石田参事官 ありがとうございます。

1点目の改正民法施行に向けた対応ですが、法務省の認証ADRのみならず、日弁連とも一緒に取組を進めておりますので、法律相談を担当する弁護士さんへの浸透という意味では、従前の取組よりは日弁連の御協力も得やすいのではないかというふうに期待をしているところでございます。今後引き続き必要な協議を進めてまいりたいと思っております。

あと山田委員から御指摘いただきました紛争未満のものについてのADRの活用可能性という点が今後のこの家の分野でのADR・ODRの活用促進という意味では重要なかと思っております。これまで協議離婚をしてこられた父母とお子さんの関係では今後は共同養育計画を策定したいというようなことが増えてくると見ておりますので、そういったところでADR・ODRが活用されるように必要な環境整備を進めてまいりたいと考えております。

他省庁との協議につきましても、御相談させていただきながら検討してまいります。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

では、出井委員、お願ひいたします。

○出井委員

山田委員から改正民法施行に向けた準備、対応のお話がありましたので、それに続いて同じ課題で私からも何点かコメントと質問をさせていただきたいと思います。

これは毎回私からも申し上げて、あるいはほかの方もおっしゃっているとおり、この改正民法施行に向けた対応、これは司法界全体にとっても、それからADRにとっても非常に重要な課題であるというふうに思っておりますので、ぜひ取組を鋭意続けていただければと思います。

その上で、この会議はODRの推進会議ですので、改正民法施行に向けた準備等、これはADRが関係するというのはよく分かるんですけれども、ODRがどう関係するのかというところを、推進会議なので、もう一度確認をしておきたいと思います。

御紹介のあった資料の3の中にもオンライン対応というのが認証ADR、それから弁護士会ADR、相互に出てきますが、どういうことでこの家事紛争にODRが関係してくるのか、あるいは家事紛争、改正民法施行に伴う新たな家事紛争も含みますが、家事紛争であるからODR、つまりオンライン対応が重要になるのか、そのあたりのことを御説明いただければと思います。

それと、認証ADR、それから弁護士会ADRそれぞれにオンライン対応可能な認証ADR機関の拡充とか、より多くの単位会でオンライン対応をと、できれば全国対応可能な体制にという日弁連に対する括弧書きの控えめなデマンドがありますけれども、ここで言っているオンライン対応の射程なんですが、期日をウェブ会議でやるということを意味するのか、それとももっと広くそれも含めていわゆるチャット型のオンライン紛争解決を含めてということなのか、そのあたりを改めて教えていただきたいと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

改正民法に関する取組に関して、ODRという視点からどういう関係があると想定されているのかと、また資料中オンライン対応とある趣旨について、これは期日のウェブ会議での実施というようなことなのか、あるいはチャット型でのやり取りといったことを含むのか、大きく言ってこの2点について御質問いただいたかと思いますけれども、事務局からお答えをいただけますでしょうか。

○石田参事官 ありがとうございます。

少し御説明させていただきたいと思います。

この家事分野に着目して取組を進めている理由としては、共同親権制度の導入を内容とする改正民法が施行されるタイミングで、ADRの活用可能性というものに社会的関心がかなり寄せられているというこのタイミングを契機に、ADR全体の認知度を向上させるということがひいてはODRの推進にも資するのではないかと考えているところがございます。

ただ、家の紛争は当事者間の心情調整等が必要なため、弁護士会ADRを含めて既存の事業者はウェブ会議をメインとしておりまして、ウェブ会議で対応するところはあるものの、より先進的なODRの導入ということについては消極的な傾向がございます。そのためODRの推進、特に重点取組事項でODRの利便性自体を周知広報していくとしております法務省の取組とやや矛盾するのではないかという御指摘もあるらうかと考えております。

ただ、既存の事業者も認証ADRに関しましてはオンラインでのフォームでの申立てですか、メールでの資料のやり取り等が可能な事業者も多くあります。手続もウェブ会議を含

めて全てオンラインで完結できるという事業者もありますので、オンライン上で手続が完結できるという利便性を現状の家裁の調停との違いとしてアピールしていくことが可能かなと考えております。

また、加えまして近時は家事分野に新規参入する事業者が多くございまして、新規参入事業者の中にはより先進的なODRを実施しようとする事業者がかなりあります。家事のADRというものが着目された結果、より進んだODRを導入しようとする新規参入事業者が増えたということが今後ODRの推進にもつながっていくのではないかというふうに期待はしております。

法務省からは以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

出井委員、よろしいでしょうか。

○出井委員 そこまでは分かりました。

改正民法関係のところをもう少しよろしいでしょうか。

この改正民法施行に向けた準備の関係で、幾つかのところで体制整備、それから体制整備に向けいろいろな機関との協議、特に最高裁、日弁連、法務省の3者の協議というのが言われております。

先ほどお示しになった資料の3でも、それから山田委員からの御指摘にもありました、役割分担というのか、すみ分けですか、これが重要であるというのがあるのですが、もちろん役割分担のためには利用者に十分情報提供をして利用者が選べるようにするというのももちろん大事で、それが前提にはなるわけですけれども、これは紛争ですので、やってみないと分からぬという面があるかと思います。

それから、家事紛争なので、どうしても最終的には家裁に行って審判なり家裁の調停で解決することが求められる、あるいはそれが適当であるというのもございます。

これも山田委員からの御指摘にもあったのですが、紛争未満、あるいはこれから合意を形成する方の手続、これはADRにおそらく全般的には向いているのだと思いますけれども、最初に係属した手續の場所からほかのところに移行していくというのか、例えば家裁に係属しているものを係属している状態を維持しながら、ADRで細かな事項を協議してもらう、あるいはADRで協議したものを執行力を与えるために家裁に持っていくと、そのあたりの連携、これがおそらく重要になってくるのではないかと思います。

まだそこまでの協議というのは各機関間でなされていないのかもしれません、今後はそういうことも視野にぜひ協議を進めていただければと思います。もし現時点で何か協議が進んでいるのであれば教えていただきたいのですが、まだ多分入口段階だと思いますので、コメントです。

最後にもう1点、これも山田委員からの御指摘で、法律相談を担当する弁護士への浸透が重要であるという御指摘、それはまさにそのとおりだと思いますが、法律相談を担当する弁護士にADRやさらにはODRのことを知ってもらって、それを利用者にその利用を勧めてもらう、あるいは選択肢の一つとして検討してもらうと、そういう御趣旨でおっしゃったのでしょうか、これは山田委員に対する質問になりますが。

○垣内座長 山田委員、先ほどの発言の御趣旨についてのお尋ねですけれども。

○山田委員 ありがとうございます。

おっしゃったとおりで、この金沢市の方は市役所の中におられるので、ある意味公益的な立場で振り分けやすいのかなと思うのですけれども、弁護士の先生は御自身が代理人になる可能性を含めて御検討になると思いますので、その際に客観的な類型、あるいはその要素が浸透しておりますと、代理ではなくてADRを勧める場合もあるでしょうというような形で浸透していくよいのではないかという趣旨でございました。

○出井委員 そうすると、弁護士にもっとADR・ODRを知ってもらうというのが重要になってくると思います。

この点に関しては、先ほど石田参事官の方から日弁連もこの協議に入っているので、割と積極的なお話がありましたが、なかなか法律相談をやっている現場の弁護士に浸透していくというのはそんなに簡単なことではないので、これは日弁連としてもやり方を考えないといけないのだと思います。先ほど御紹介の3者の協議の中でそのあたりはさらにやっていただければと思います。日弁連の中でも担当委員会がちょっと違ってしまうものですから、かつそれはあくまでも委員会レベルの話であって、それから一般の弁護士にどうやって広げていくのかという問題になるとなかなかそんな簡単ではないので、そういう問題提起として受け取りました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

これも改正民法の施行に向けた体制整備に関する関係各組織の協議等につきまして御発言いただきましたけれども、一つには各種の手続の役割分担も大事だけれども、連携と申しますか、相互の移行可能性といった視点も重要ではないかということで、その点について協議の現状、あるいは見通しについてのお尋ねがあったかと思います。

それから、もう1点は山田先生から御指摘のあった相談を担当する弁護士への浸透はなかなか一般の弁護士さんのレベルでどこまで浸透させるかということは容易な課題ではないという御認識をシェアしていただいたということですけれども、法務省、事務局から何かこの点について御発言いただける点はありますでしょうか。

○石田参事官 ありがとうございます。

家裁との連携という意味では、これまで主にADRが先行し、家裁でなければ手続ができない事項について家裁に引き継ぐケースですとか、あとは調停前置との関係でADRの話合いが先に行われている場合に、家裁に申し立てになったときに改めて調停からということになるのかといったあたりの問題を整理しなければならないと考えておりましたが、先生から御指摘いただいたとおり、家裁の手続がある中で部分的にせよADRを利用するという場合もあり得るのだなということも念頭に、今後関係機関と協議を行ってまいりたいと思います。

2点目の法律相談の現場での弁護士さんに対するADRの浸透という意味では、法律相談の在り方というのは弁護士さんの御判断ですので、なかなか外から口出しはできないと考えておりますが、基本的にADRというものについて法曹全体の認識というか理解が不足しているという課題もあるのかなと個人的には感じておりますが、まずは弁護士さんに幅広くADRというものを具体的に知ってもらうということが大事かなと思っております。

この日弁連と共同で取組を行っております家事ADRの推進というのを契機として、弁護士さんをはじめ法曹関係者全体にADRについてのより理解が広がっていくといいなと考えております。御指摘いただいた点も含めて引き続き検討してまいります。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いできますでしょうか。

○渡邊委員 ありがとうございます。

本日は詳細な御説明をいただきましてありがとうございました。様々な取組が進展していることを感じまして、これからもODRの普及がより広まっていくと良いなと思いました。

私の方からは4点ほどコメントをさせていただければと思います。

まず、一つ目、かいけつサポートのホームページについてですが、先ほど保木口委員からお話をありがとうございましたが、大変見やすくなっていて、ODRの検討が始まった当初から比べると利用者の方にとって重要な情報、必要な情報にアクセスしやすくなっているのではないかと感じました。

それを考えましたときに、例えば既に機能として養育費の取決めのセルフチェックツールなどが実装されているということもありますので、例えば、かいけつサポートのページを海外調査研究で行ったカナダのCivil Resolution TribunalのSolution Explorerのような機能、法務省のODRのページにODRの入口となる情報提供ツールを作るというアイデアもあるのではないかと今日のお話を伺っていて感じました。

本日も先生方から改正民法に関する御指摘、御意見様々にありましたが、紛争解決のフェーズというのは当事者の方からしますと既に紛争が顕在化して、何をしなければいけないか、ある程度分かっている段階と考えますと、入口のところ、どう対処していくか分からない段階で利用できる便利なツールがあるとなれば、法務省のホームページへのアクセスも広がると思いますし、またそこを入口に起点にしてほかのところに接続していくようなことができるのかなと感じたので、一つのアイデアとしてお話をいたしました。

2点目がセキュリティ基準なのですが、これはこれから議論が進んでいくところだと思いますので、様子を見ながらということだと思いますが、セキュリティ基準を作るだけではなく、例えば事後的にセキュリティ基準を満たしているかどうかをチェックできるような体制を今後検討していく必要があるのではないかと感じております。

これはもちろん内部の状況を法務省の方で全てチェックしていくというのは難しいことですので、時間のかかることがあるかもしれないのですが、例えばAPECのODRフレームワークなどでは、セルフサーティフィケーションということで、ガイドラインを団体が自主的に守るという形でやっているので、そのような方法もあるのではないかということを感じました。

また、海外の事例などでもODRの実装後に第三者、例えば大学等が検証する、調査をするといったこともしておりますので、持続可能な仕組みにしていくためにも基準を作つてしまいではなく、それが持続的に適切な形で運用されているかどうか、それが調査できるような体制があるとよいのではないかと感じました。それが2点目の感想です。

三つ目、家事関係の事案を取り扱う新規の事業者が増えている話がございました。

ODRを専業にする事業者の数が増えているということだと思いますので、御協力いただけるところでよいと思うのですが、どのような形で運用しているのかですとかベストプラクティス、ユースケースのようなものを出していただいて、それを分析、検証して報告するというようなことがあると次に続く事業者さん等にも参考になりますし、ODRを利用する一般の方からしても、どのような形で運用がなされているのかが分かるので、とてもよいので

はないかと思います。特に新規事業者さんに関しては継続的な調査への御協力を要請できるとよいのではないかと思いました。こちらが3点目です。

4点目は、今後も実証事業等が行われていくと思うのですが、前回の実証事業のときには単年度で予算を取り、そのときに開発したシステムを今後の実証事業では使えないですか、そういう制約があったように記憶しております。これから実証事業などを実施する際には、できれば複数年度で実施ができますとか、作ったものを継続的に利用できるような、そういう仕組みであるとよいのではと感じました。

私のコメントは以上です。

ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございました。

4点御発言、コメントをいただきまして、一つはかいけつサポートのホームページについて、さらに発展させる方法としてカナダのSolution Explorerのようなツールを組み込んでいくというようなことも考えられるのではないかというお話、それから2点目はセキュリティ基準について、一度基準を作ったら終わりということではなくて、動きの激しい分野ということもあるということかと思いますけれども、その後の事後的な対応ということも必要ではないかと、そのヒントとしてセルフサーティフィケーションのような仕組みであるとか、そういうものもあるという御示唆をいただきました。

3点目は、ODRの特に新規事業者の注目される取組についてはベストプラクティスの共有といった形で周知できるとさらに参入等の支援になるのではないかということで、引き続ぎ力を入れてほしいという御指摘であったかと思います。

4点目は、実証実験について、前回実施されたものが単年度で制約が多いものであったということを踏まえて、今後もし実施できる場合にはできれば複数年度、あるいはその成果をその後何らかの形で活用できるようなことが望ましいのではないかという御指摘をいたしましたかと思います。

これらの御意見について法務省から何かコメント等ございますでしょうか。

○石田参事官 コメントいただきありがとうございます。

2点目にいただいたセキュリティ基準を確かに立てるだけでは不十分で、その後にどう運用されているのかの確認を事後的に継続的に確認していくというのが大事だという御指摘を踏まえて、今後の体制等を考えていきたいと思っております。その際にセルフサーティフィケーションというアイデアもいただきましたので、参考にさせていただきつつ検討してまいりたいと思います。ほかの御指摘もいずれも今後参考にさせていただきたいと思っております。

4点目に御指摘いただきました実証事業を複数年度で、かつ継続的に利用可能なものにというところは我々も同じ思いはあります、予算要求、執行の制約等もありまして、いろいろ課題があるかと今認識しております。

委員からいただいたコメントも含めて今後の取組に生かしてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございました。

佐成委員、お願ひいたします。

○佐成委員 御説明ありがとうございました。大変よく理解できました。

それで、2点か3点ほど瑣末なことになりますが、コメントさせていただこうと思います。一つはオンライン・フォーラムの時期に集中的に広報活動をやっていくということは非常に効果的ではないかというふうに感じた次第です。

それは今回の参考資料にクリック数を加えた増減が出ておりますけれども、クリックされるのが12月とか11月とか、そういったところに非常に集中しているということもありますけれども、年間を通じてベタッと周知活動をしてもあまり効果は発揮しないので、できればそういったところに集中的に広報していった方がいいのではないかというのは私の感想でございます。

それから、2点目が先ほどかいつけサポートのところで、認証ADRによる解決事例ということで非常に分かりやすくできているのですけれども、ちょっとこの中で気になったのが実際認証ADRで解決事例がないということなのでしょうけれども、現実の社会紛争の中で最近非常に顕著に増えてきているのが土地の賃料の増額請求です。私は民事調停を中心にやっていますけれども、非常に多いという感じであります。地上げに近いものが非常に多いのですね。

今日の新聞の社会面にも出ていましたけれども、消費者というか、あまり知識のない方がそういうようなトラブルに巻き込まれるというようなことも結構あるようでございますので、もうちょっと何か認証ADRの方もそっちの方を開拓していっていただけるといいのではないかという感想を抱きました。それが2点目です。

それから、3点目は、もうちょっと一般の方にODRの前提として、まずは底上げという意味ではADRをしっかりと周知していくという意味で、方法として考えられるのは、先ほど来行政とか、いろいろあるのですけれども、ただ行政といっても窓口がいっぱいあって、なかなか周知が十分できない。

それで、私がちょっと思ったのは、ここにあまり例が出てないのですけれども、民生委員をもうちょっと活用できないだろうかというところです。地方では割と回覧板もまだかなり機能しているようですし、民生委員の組織とか、そういったところにうまく情報発信できなかなというのをちょっと感じたところでございます。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

3点御指摘いただきましたけれども、オンライン・フォーラムを含めた周知広報活動の在り方として、時期的にもメリハリをつけて集中的に行うということに意味があるのではないかという御示唆をいただきました。

2点目は、ホームページの解決事例における記載内容について、ここは従来の実績として上がっているということですけれども、最近の新たな紛争として土地の賃料の増額請求のようなものが民事調停では増えているというようなお話をあって、そういった新たな動きをどういった形でここに反映させていくかという問題提起をいただいたかと思います。

3点目は、一般の方へのADR・ODRの周知に関して、特に地方において民生委員の方が一定の役割を果たしていて、そこに目をつけるということも重要ではないかというふうに御指摘をいただきましたが、法務省から何か今の御指摘について御発言等ありますでしょうか。

○石田参事官 ありがとうございます。

1点目の集中的な広報という意味では、法務省はADRの日を設定しております12月1日を中心に関係機関と連携した集中的広報というのを行っております。

先ほどお示ししたかいけつサポートホームページの閲覧状況、こちらがこの11月から2月の期間に行っているインターネット広告経由のアクセス数を反映できていないものになりますが、インターネット広告経由のアクセス数をプラスしますと、おそらく12月、1月あたりのアクセス数は今お示ししているグラフよりも増えるのかなというふうに考えております。

御参考までに、インターネット広告のクリック数しか今数値上分からないのですが、それを基にそこ経由でかいけつサポートホームページにアクセスしただろうと考えられる数字を加味すると、12月ですとか1月はアクセス数がかなり増えているのかなというふうに見ております。引き続き分析に努めてまいります。

それから、2点目に御指摘いただきました賃料をめぐるトラブルが今社会課題となっているというところがあるというのはこちらでも承知しております。

御指摘いただきましたように、こうしたものについておそらく司法書士会ですか、一般民事の紛争を取り扱っておられるADR機関の御協力をいただいて、ADRが活用されていくような取組というのは有効なのかなと考えられますので、そのあたりも御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

3点目も民生委員に対する周知活動というのをこれまであまり意識してこなかったところですので、御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

そのほかさらに発言等ございますでしょうか。

田中委員、お願ひいたします。

○田中委員 ありがとうございます。

先ほど山田委員が触れられたデジタルプラットフォーム事業者の苦情処理に関する情報収集についてです。こちらは他省庁が所管され、なかなか情報収集や状況把握が困難であると理解しています。ただ、お願いとして、どれだけの事業者が苦情処理を設けているかという数字に加え、その内容について重点的に情報収集していただきたいと思っています。

というのは、苦情処理手続の設定が事業者のエクスキューズになってないかが懸念されるからです。苦情処理手続が設定されていても、当事者の苦情を受け付けるのみで終了し、紛争が解決に至らず当事者の不満が蓄積しているという状況も想定できますので、手続の有無のみならずその内容についての情報も収集していただければと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

デジタルプラットフォーム事業者における苦情処理の在り方について、既に公表資料等で情報収集されているところの関係で、苦情処理の実態、内容がどうなっているのかという点についても情報収集が必要ではないかという御指摘をいただきましたけれども、この点について何か法務省の方から御発言はございますでしょうか。

○石田参事官 御指摘ありがとうございます。検討させていただきます。

以上です。

○垣内座長 よろしくお願ひいたします。

さらにそのほか御意見等ございますでしょうか。

小澤委員、お願いします。

○小澤委員 すみません、2点だけ。

前回の第7回会議でODRの導入の促進の観点から、チャット型などのオンラインの受付窓口を既存窓口と併設する形で既存の認証機関に設置いただけるように推進してはどうかという意見を述べさせていただいたところです。

認証機関でチャット型などの双方向のやり取りができるオンライン受付窓口を設ける場合に、手続実施規程の変更について、仮に変更の認証が必要となるとその手数料も含めて各機関が導入を躊躇する要因となることが懸念されると考えています。

この点オンライン受付は社会的にも浸透が大分進んでおり、標準といえる時代を迎つつあると考えておりますので、ADR法実施に関するガイドラインの7に書かれている軽微な変更として、変更届出で足りるとしていただければ導入が進むのではないかというふうな意見を持っています。

また、これに関連して前回会議でチャット型の調停を行う場合のモデル規程案を御提示いただき大変参考になったところでしたけれども、その前の段階のオンライン受付、オンライン手続相談についても同様にモデル規程をお示していただけるのであれば、既存の機関の導入が進むのではないかと考えています。これが1点目です。

2点目は、周知広報の観点なのですが、第5回会議において裁判のIT化に絡めて裁判所のホームページなどでADR・ODRの案内をいただけるような連携が可能かどうかをお尋ねをしていたところあります。

今回さらに一步進めて、先ほどから出ている家族法の改正に伴う家庭裁判所の窓口の負担増なども懸念されておりますので、裁判所のホームページのみならず、裁判所窓口においても手続の一つとしてチラシ、ポスターなどでADR・ODRを案内いただける環境を整備してはどうかというふうに考えております。認証事業者の中には、チャット型や紛争解決までの圧倒的なスピード感を売りにしている機関もありますので、家事調停とのすみ分けもできるのではないかというふうに考えております。

また、窓口における案内ということであれば、離婚届出を行う自治体窓口における御案内ができれば、より一層市民の司法アクセスの拡充につながるのではないかという意見も持っています。この法務省と総務省の間の中での連携が可能なのかよく分かりませんが、そういう意味では金沢市の例は大変参考になるというふうに考えております。

私から以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

今後の取組も含めた御意見ということで、チャット、オンラインでの受付窓口の開設をするという場合の認証との関係で変更認証になるのか、それとも軽微変更で届出で足りるのかと、届出で足りるとした方がこれが普及するのではないかという御意見、またモデル規程案として、オンラインでの受付に関して何らかモデル規程を用意されると導入が進むのではないかという御示唆をいただきました。

また、周知広報との関係で裁判所との連携、特に改正民法も想定したときに裁判所の窓口等にチラシを置いてもらうといったことも考えられないか、同様に自治体の窓口等においてそういった案内がより積極的になされると効果的ではないかという御意見をいただいたとこ

ろかと思いますけれども、今いただいた御意見について事務局から何か御発言等ありますでしょうか。

○石田参事官 ありがとうございます。

1点目の御指摘ですが、変更認証が必要か変更届で足りるかという観点につきましては、ADR法施行規則第10条第3号にあります紛争の当事者に負担の増加、その他の不利益を及ぼすことがないものというあたりでそれに当たる軽微な変更であるかどうかというところで個別に見させていただくものですので、なかなか一律に申し上げるのは難しいところかと思いますが、御相談いただき変更届で足りる場合もあるかもしれませんので、協議させていただければと思います。

それから、オンライン手続のモデル規程について、もう少しいろいろな局面でのモデル規程があつた方がいいのではないかという御指摘もいただきました。

ODRを実施される事業者さんの手続の在り方、デザインというのが様々であるため、なかなか一義的な規程を置くのが難しいところはありますが、御指摘を踏まえてもう少し事業者さんのODR導入がしやすいようなお手伝いができるものがあるかどうかを検討してみたいと思います。

あと家事ADRの関係の周知広報の在り方についても御助言いただきありがとうございます。

裁判所ですとか自治体窓口でどのような案内をしていただけるかというのは、相手もあるものですので、一義的に何かこの場で申し上げられるものはないのですが、協力をいただける部分について協力を仰ぎながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

出井委員、お願ひいたします。

○出井委員 若干時間があるようなので、改正民法施行の対応の関係で敷衍して申し上げたいと思いますけれども、家事紛争は、個人が当事者になりますので、そこに特徴があるのだと思います。

田中委員も私も、それから佐成委員も弁護士なので、どうしても自分たちの仕事を起点に考えてしまうのですが、家事紛争は先ほど弁護士にもこのADR・ODRの重要性を浸透すべきだというお話がありましたが、弁護士のところには来ないで弁護士に相談せずにオンライン上で当事者間だけでプラットフォーム上で協議をしていろいろなものを決めていくと、決まった段階で執行力を得るために弁護士に相談するということはあるのかもしれません、そういう形で進んでいくものかなりあるのではないかという、これは、別にそれがいい悪いの問題ではなくて、出てくるのではないかと思います。

それで、先ほど御紹介のあったオンライン、特にチャットベースで手続を進めていく家事関係のODRの事業者が結構出てきているというのも、そのあたりのニーズをある程度くらいで出てきているのではないかというふうに想像しております。

この現象というのか、この方向が果たして家事紛争の解決全体にとって望ましい方向なのかどうか、あるいはいろいろな注意すべき点があるのではないかというところはもちろん検討しなければいけませんが、しかしそのような傾向がもしあるとすれば、それを前提にいろいろなことを考えていくべきではないかと思っています。

ちょっと抽象的な話になってしまいますが、今特に個人の方が家事問題も含めていろいろな紛争や法的問題に直面したときに、まず何をやるかというと、弁護士あるいは司法書士に相談するというよりもまずネットで、あるいは生成AIに聞くということから始まるのだと思います。なので、だとするとそういうコミュニケーションが主流になってくると、チャット型のODRというのも全然ハードルがなく入っていけるということになると思いますので、そのあたりこれはいい意味、悪い意味、両方あるのですけれども、可能性があるのではないかと思います。ODR活性化検討会で、私も委員でしたが、一般的な法情報の提供のところは、これは弁護士法72条はかかるないということで一応整理されていたと思いますし、それから交渉の場を提供するだけであれば、それは実質的な交渉の内容に関わらないものであれば弁護士法72条にかかるない、和解には当たらないという整理がされていたと思いますが、難しいのは相談のところですね。

法律相談は弁護士法72条がかかっていますし、かつこれは認証による例外というのがないので、無償でやるしか規制から外れる道はないということになりますので、ここが大きな課題かなというふうに思います。

大きな課題というのは、だからそこをできるように改正すべきであるというふうに申し上げているわけではなくて、そのようなニーズがあるということを踏まえて今後のADR、それからODR、特に今までADRは和解仲介の部分だけであったので、それで認証制度をつくったわけですけれども、その手前の情報収集、それから相談、ここにも特にODRの時代になって密接につながってくることになると思うので、今後の課題としてそこはこれは我々弁護士会も含めてですけれども、考えていかなければいけないかなと問題を投げるだけにしておきます。特に法務省からコメントは求めません。

○垣内座長 ありがとうございます。

先に山田委員でしたか、御発言があった紛争未満というお話とも関わるかと思いますけれども、弁護士等に相談する以前にネット検索や生成AIへの相談というところから始まって、場合によってはそこからチャット型のツールにつながっていく、広い意味でのODRにつながっていくということも十分考えられるのだけれども、こうしたサービス等が普及していくに当たって検討すべき課題というのもいろいろあるという御指摘をいただいたかと思います。弁護士法の問題も含めていろいろあるのではないかという御指摘であったかと思います。

○出井委員 今日、弁護士法72条の問題も話しましたが、それを除いても、例えば海外でのあたりがどういう展開になっているのかとか、そのあたり2年前の調査研究でも渡邊委員から調査の結果の報告がありましたけれども、そこは継続して海外でどうなっているのか見ていくべきだと思っております。

○垣内座長 渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 今の出井委員のコメントに関してのコメントですので、特に法務省の方からコメントをしていただきたいというものではないのですけれども、これだけ生成AIが普及してしまいますと、出井委員がおっしゃられたように弁護士さんに最初に相談に行くというのもまれな例になっていく可能性があります。これまででも、何かトラブルに直面したら、まずはネットで検索するという行動がなされていましたが、それに生成AIの利用が広がっていくということになると、提供される情報の中身を信頼できるものにするということ、それを今後どのような形で実施していくのかということが次の課題になってくると思います。

また、特に離婚紛争に関しては、中心的な年代が30代、40代ぐらいとすると、特にデジタルデバイドの問題は生じないはずです。既にもう様々なインターネットのサービス、ウェブサービスを使っている方々ですので、チャットで手続きを進めることに対する抵抗感というのもほぼないと考えてよいのではないかと思います。

先ほど弁護士法72条のお話もありましたが、海外でどのようにしているかというと、情報提供のところは無料でできるように行政、司法が主体となって対応していると認識しております。

例えば先ほど申し上げたカナダのCivil Resolution Tribunalの情報ツールであるSolution Explorerは無料で使えますし、特にブリティッシュコロンビア州に住んでいるということの認証とかも必要なく、情報提供に関しては無料で利用できます。

オーストラリアのamicaという離婚関係のサービスは、当事者間交渉を支援するツールですけれども、情報提供や交渉の段階は無料で使うことができて、最終的に、書面を作成する段階になると費用がかかるという形になっております。制度のデザイン次第では弁護士法の問題も克服しつつ、利用者の方のニーズに合った形で仕組みを作ることができれば、入口が広がることになりますので、利用者の方にその利便性を享受していただきながら、必要に応じてその先にあるADRとか裁判手続に接続していくことができるのではないかと考えます。

基本的にシームレスに入口から最後までつながっているような仕組みが利用者にとっては使いやすいものとなると思います。それぞれのポイントで検討すべき事項も多いと思うのですが、まずは何が求められているのかというところから逆算してデジタル化できるところを対応し、例えばADRフェーズなど、人が関わることを望む方にはそのような形で対応するなど、俯瞰的にサービスの全体像を捉えながらやっていくということが今後重要になるのかなと考えています。以上でございます。

ありがとうございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

出井委員の御意見に續いて大変重要な御指摘をいただいたかというふうに思いますし、またカナダやオーストラリアの取組について、さらに継続的に、これは出井委員からも調査の必要があるのではないかという御示唆をいただきましたが、その点にも関する御知見を一部お示しいただいたかと思います。

大体これで御意見については全ていただくことができたと考えてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それから、1点先ほど事務局からの取組についての報告で説明があった点ですけれども、また意見交換の中でも言及いただいた点もありますが、今後実装・AIワーキンググループでの取組におきまして、システムの情報セキュリティに関する基準の検討を行いたいと、こういうお話がありました。このような検討を行うということについて、特に委員の先生方、御異議はないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。その前提でいろいろ具体的な考慮すべき点についても示唆をいただいたかと思います。

それでは、御異議ないということで進めさせていただければと思います。

内容的な議事については以上となりますので、事務局から事務連絡等ありましたらお願ひ

をいたします。

○石田参事官 本日はどうもありがとうございました。

次回のODR推進会議につきまして、詳細な日程はまだ決まっておりませんので、具体的な日程等は改めて調整させていただきます。委員の皆様方におかれましては御多用のところ大変恐縮ですが、御参加のほどお願い申し上げます。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議題は以上で全てとなります。

本日の会議はこれで終了といたします。

本日も大変貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。

-了-